

長野市の「地域子育て支援センター」に関する審議経過について

保育課

1 地域子育て支援センターの現状と課題

(1) 現 状

市は、平成 17 年 4 月に策定した「長野市次世代育成支援行動計画」に基づき、「地域子育て支援センター」の設置を推進してきた。平成 20 年度現在、公立保育園 6 園、私立保育園 8 園に併設され、延べ 2 万 5 千人余りの利用者があり、積極的に子育ての相談や交流を行っている。

(2) 課 題

平成 19 年度、国の地域子育て支援事業に対する補助事業が変わり、公立保育園 6 園に併設している支援センターは「センター型（国庫補助あり）」として設置している。

しかし、私立保育園 8 園に併設している支援センターは「小規模型」で、平成 21 年度末で国の補助が終了するため、「小規模型」に代わる支援方法や市単独で行う補助の必要性について、至急見直す必要がある。

2 審議経過

(1) 第 1 回児童福祉専門分科会

- ・「小規模型」に対する補助が終了するが、子育て支援を推進するためにも、支援センターのあり方及び小規模型に代わる類型、並びに市単独補助の必要性について見直すことについて審議する。

(2) 第 2 回児童福祉専門分科会

- ・地域子育て支援センターの配置については、地域間のバランスや地域の未就園児人口を考慮し、区割りを作成、検討。
- ・類型については事業の内容、開設日数等を考慮し、地域の拠点となる機能を持つ「センター型」、現行の小規模型を基本にセンター型を補助する機能を持つ「相談・交流型」の設置を検討する。

(3) 第 3 回児童福祉専門分科会

- ・地域子育て支援センターの区割りの考え方を、保健センターの管轄区域を基本とした区割りとする。
- ・支援センターの類型や配置については、今後各保育園、幼稚園に「全園型」が定着した時点で国の動向を踏まえながら検討する。

3 審議結果

平成 22 年度からの長野市の「地域子育て支援センターのあり方」については、次の 3 点を基本とし、子育て支援の体制強化に努めるものとする。

- (1) 地域子育て支援センターの類型については、地域の拠点となる機能を持つ子育て支援センターを「センター型」、センター型を補助する機能を持つ支援センターを「相談・交流型」、すべての保育園、幼稚園で実施する子育て支援を「全園型」とし、類型別に役割、事業内容、開設日数等、実施場所、職員配置を定めた。
- (2) 地域の区割りについては、子育て支援と、乳幼児健診など乳幼児に対する保健行政との連携を考慮し、保健センターの管轄区域を基本とした区割りとする。
配置数については区割りごとの利用者見込み数（ニーズ）を算定し、ニーズに応じた配置とし、センター型 6 園、相談・交流型 10 園、全園型 99 園とする。
- (3) 実施時期は平成 22 年度（予定）とし、支援センターの類型や配置については、今後、保育園・幼稚園に「全園型」が定着した時点で、国の動向等を踏まえながら検討する。